

高齢者住宅バリアフリー 改修費用助成制度

補助率2/3・補助限度額 50万円は
今年度まで



問合せ 高年介護課 ☎ 35-3178

高齢者

市では、高齢者が住み慣れた自宅でいつまでも健やかな生活ができるように、手すりの設置や段差解消などバリアフリー化に伴う住宅改修費用を助成しています。

工事の着工前に申請が必要です。助成を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

対象

- ・市内に住所を有する65歳以上の方がいる世帯
- ・令和5年3月31日までに工事が完了し、交付申請ができる世帯(補助金の増額期間は今年度まで)
- *過去に本事業の助成を受けたことがある方は、原則利用できません。

補助の対象となる工事

- ①手すりの取り付け
 - ②段差解消
 - ③滑りの防止や移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更
 - ④引き戸などへの扉の取り替え
 - ⑤洋式便器などへの取り替え
 - ⑥その他、生活の維持向上と自立の助長につながると思われる工事
- ⑥の具体例
- ・洗面脱衣所や浴室、便所に固定式の暖房機器を設置
 - ・洗面脱衣所や浴室、便所の窓を二重窓に交換または内窓の設置

補助金額

申請日	事前申請が令和2年9月1日以降かつ交付申請が令和4年3月31日まで	左記以外の事前申請で交付申請が令和5年3月31日まで
補助率	補助対象経費の2/3	補助対象経費の1/2
補助限度額	50万円	37万5千円

注意事項

- ・市税の滞納がある方は利用できません。
- ・市内に本社、支社、営業所がある業者に工事をお願いしてください。
- ・すでに工事を着工している場合は、助成することができません。
- ・新築や増築する部分については助成することができません。
- ・補助金の増額期間は令和4年3月31日までです。それまでに工事が完了して交付申請が必要となります。事前申請中の方や工事を検討している方はご注意ください。

問合せ 高年介護課 ☎ 35-3178



トイレの手すり
取り付け工事



階段の手すり
取り付け工事